

福屋審第1号
令和8年2月4日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市屋外広告物審議会
会長 井上 貢一

福岡市屋外広告物条例の一部改正案について(答申)

令和7年11月19日付都景第398号により諮問された標記の件については、本審議会において、慎重かつ十分な審議をした結果、以下のとおり答申いたします。

記

1. 市外本拠の広告宣伝車も条例に基づく許可手続きの対象とすることの必要性及び妥当性について

本市内を走行する広告宣伝車の多くが市外本拠であること、及び景観への影響を踏まえ、現行条例について、市外本拠の車両を許可手続きの対象とすることは妥当であると考えます。

2. 車体利用広告物に対する表示面積の制限の有無及びその具体的な基準について

車体利用広告物は壁面広告物と同様に景観への影響が大きいため、表示面積の制限を設け、一車両に掲出する車体利用広告物の面積を、市長が特に認める場合を除き、20平方メートル以内にするのは妥当であると考えます。

3. 上記条例改正に伴う運用上の留意点

許可制度の周知徹底(市内事業者および市外事業者への通知)

申請内容の審査基準の明確化(ガイドラインの作成等)

違反車両に対する適切な指導・監督体制の整備

以上を踏まえ、条例改正案に関しては妥当であるとの見解を申し上げます。